

甲賀都市計画区域における都市施設の決定について

一団地の官公庁施設の変更について

(1) 経緯

官公庁施設を集約し、都市機能の拡充を図るため「水口町宮の下一団地の官公庁施設」の都市施設を都市計画決定し、計画どおり集約を図ってきました。今回、計画施設である公共職業安定所（ハローワーク）の移転場所が決定したため、配置計画の変更を行います。また、民営化された郵便局を区域から外す変更も併せて行います。なお、都市計画決定については滋賀県が行います。

当初決定	昭和52年6月3日	面積5.0ha	点在する官公庁施設を集約し、都市機能の拡充を図るため決定
第1回変更	昭和53年12月8日	面積5.0ha	建築物の配置の変更
第2回変更	昭和56年12月18日	面積5.0ha	建築物の配置の変更
第3回変更	平成12年2月16日	面積7.9ha	区域の拡大および建築物の配置の変更 公共職業安定所の配置、駐車場の拡大等
第4回変更	令和8年予定	面積7.7ha	区域の変更及び建築物の配置の変更 公共職業安定所の移転に伴い、配置変更及び郵便局の民営化に伴う区域の変更

(2) 今後のスケジュール

年度	都市計画決定関係	ハローワーク建設関係
令和6年度	滋賀県及び国協議	用地購入
令和7年度	滋賀県及び国協議（各関係省庁） 素案の作成・地域説明会等 市都市計画審議会	建築設計
令和8年度	原案作成・国協議 都市計画法第17条縦覧公告 県都市計画審議会（諮問） 大臣同意 都市計画決定告示	建築設計
令和9年度		予算協議
令和10～11年度		建設

【現状】

甲賀都市計画一団地の官公庁施設の変更

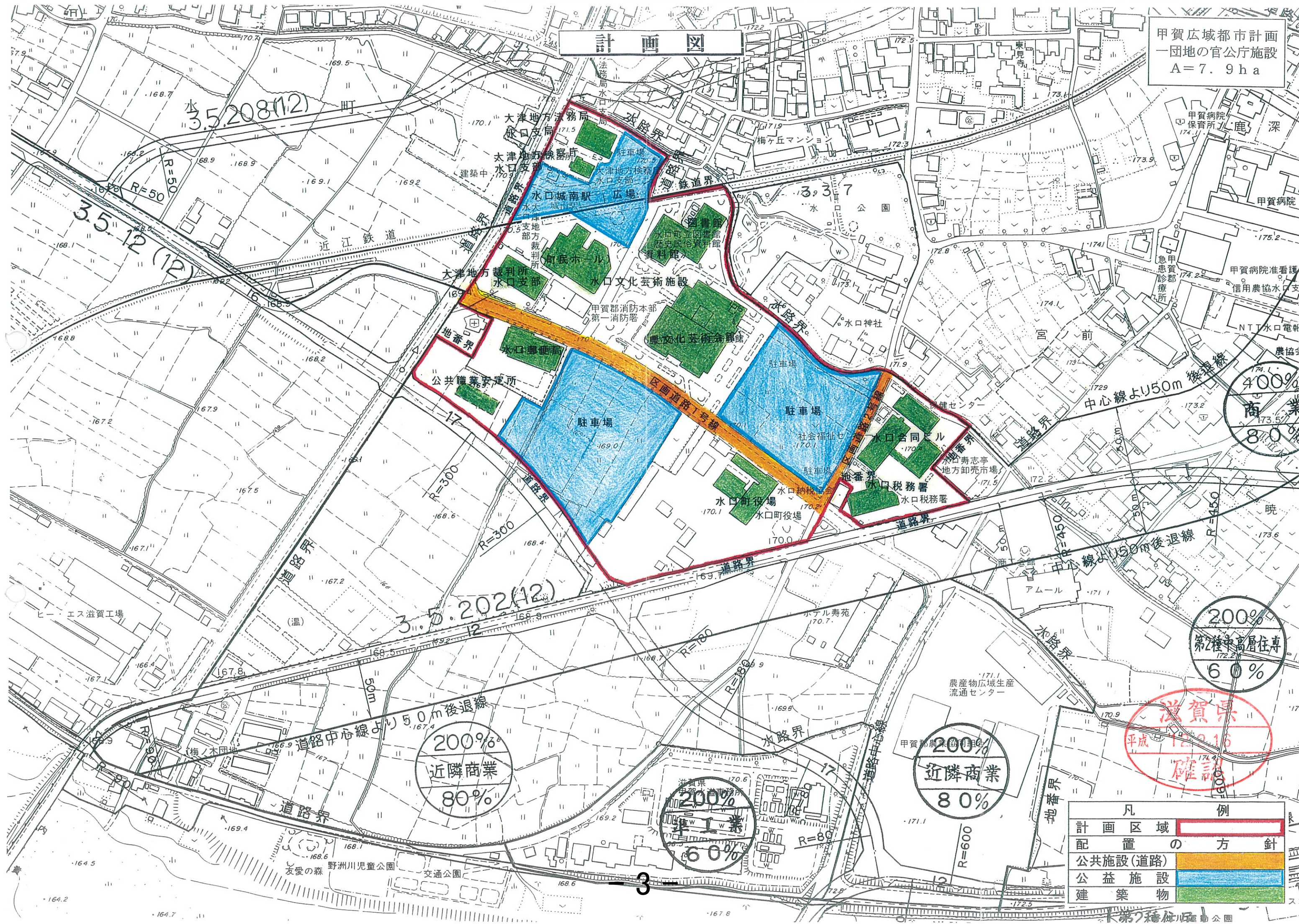
(滋賀県知事決定)

甲賀都市計画一団地の官公庁施設を次のように変更する。

名 称			水口町宮の下一団地の官公庁施設					
位 置			滋賀県甲賀郡水口町大字水口字宮の下、一丁坪					
面 積			約 7.9 ha					
建築物（密度） の 限 度			建 ぺ い 率		容 積 率		備 考	
			40%		400%			
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考	
			区画道路	区画道路1号線	12m	約320m		
			区画道路	区画道路2号線	8m	約110m		
	公益的施設		駐車場 約18,000㎡ 近江鉄道水口城南駅と広場 約4,000㎡					
	建 築 物		法務省関係施設 文化芸術施設					
			財務省関係施設 甲賀市役所					
労働省関係施設 水口合同ビル (水口福祉センター等)								
郵政省関係施設								

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」

甲賀広域都市計画
一団地の官公庁施設
A = 7.9 ha



【変更案】

甲賀都市計画一団地の官公庁施設の変更

(滋賀県知事決定)

甲賀都市計画一団地の官公庁施設を次のように変更する。

名 称			水口町宮の下一団地の官公庁施設					
位 置			滋賀県甲賀市水口町水口字宮の下、一丁坪					
面 積			約 7.7 h a					
建築物（密度） の 限 度			建 ぺ い 率		容 積 率		備 考	
			40%		400%			
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考	
			区画道路	区画道路1号線	12m	約320m		
			区画道路	区画道路2号線	8m	約110m		
	公益的施設		駐車場 約8,700 m ² 近江鉄道水口城南駅と広場 約4,000 m ²					
	建 築 物		第1号地 公共団体施設用地（国）法務省関係施設 第2号地 公共団体施設用地（国）法務省関係施設 第3号地 公共団体施設用地（市） 第4号地 公共団体施設用地（市） 第5号地 公共団体施設用地（国）財務省関係施設 第6号地 公共団体施設用地（市） 第7号地 公共団体施設用地（国）厚生労働省関係施設					

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」

